



平成 19 年 1 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・エックス・アイ
代表者名 代表取締役専務 船 越 尚 士
(コード番号 4313 東証第二部)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 森 田 寛
(TEL. 06-6309-0228)
(URL <http://www.ixi.co.jp/>)

民事再生手続の申立に関するお知らせとお詫び

謹啓 貴下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、突然ではございますが、当社は、平成 19 年 1 月 21 日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立を行うことを決議し、同日大阪地方裁判所に民事再生手続開始を申し立て、同裁判所に受理され同裁判所から保全管理命令の決定を得ました。(事件番号：大阪地方裁判所 平成 19 年(再)第 3 号)

平成 19 年 1 月 19 日付で、「第 19 期半期報告書提出遅延に関する調査の状況についてのお知らせ」として、社内及び社外調査の中間報告の結果、営業部門の取締役及び部長による社内ルールを逸脱した取引(会社決裁を受けない発注処理)が行なわれていた事実及び同人らの一部から社外専門家に対し、「循環取引が行われていた」「複数の取締役が関与していた」旨の発言があったことが報告され、当該関係者の処分を公表しておりました。

本件に関しては、引き続き事実確認を行なっていますが、株式の上場を維持することは非常に困難(半期報告書を平成 19 年 2 月 4 日までに提出が困難)と判断しております。上場廃止となった場合は、銀行よりの借入れも即時返済を要することとなり、このままでは、本日現在の負債総額 119 億円を返済することができません。

また、現時点において、全てを把握できておりませんが、会社決裁を受けない発注処理(簿外債務)の金額は上記負債総額とは別に 100 億円以上あるものと思われます。

これらの状況を考慮した結果、当社の存続に重大な支障が生じるため、上記民事再生手続の開始申し立てを行いました。なお、東京証券取引所株券上場廃止基準第 3 条の 2 第 1 項に規定する再建計画等の審査に係る申請については行いません。

熟慮に熟慮を重ねた結果、このような法的手続に基づいて、会社を再建する道を選択いたしました。長年にわたり、ご支援・ご協力頂いたにもかかわらず、突然このような申立の止むなきに至りましたことを、関係各位の皆様には心よりお詫び申し上げます。

今後につきましては、大阪地方裁判所及び本日裁判所から選任された保全管理人の管理・指導のもと、社員一同全力を傾注し、皆様へのご迷惑を最小限に食い止めるため、粉骨砕身の努力をいたす覚悟でございます。

皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを重ねてお詫びするとともに、今後の当社の再建に何卒格別のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以上